

流通改善ガイドライン相談窓口案件の報告について

厚生労働省 医政局

医薬産業振興・医療情報企画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

流通改善ガイドライン相談窓口案件の報告について（1／3）

・令和5年上期に流通改善ガイドラインに基づく厚生労働省相談窓口に以下の3件の相談事例があった。

【相談事例1】

1. 相談区分：ベンチマークを使用した説明会の開催

2. 相談者：医薬品卸売販売業者

3. 内容：

○令和5年春に開催された病院の説明会において、病院職員の代わりに卸への説明会に出席したコンサルタント会社担当者から、全国の病院から情報収集したベンチマークの中央値と説明会に出席した卸が提示した価格を比較し、高圧的な口調で卸が提示した価格が高いのではないのかとの話をされた。

○「医薬品の価値を無視した過大な値引き」相当までは至っていない。

4. 対応：

○当該病院を統括する団体を訪問し、担当者に本件を説明した。団体としても勉強会等を実施しているため、その際に本件の内容を周知したい。また、当該コンサルタント会社にも注意を促していきたいとのことであった。

○当該コンサルタント会社に連絡し、ガイドラインの内容及び当該相談内容について説明し理解と了承を求めた。

流通改善ガイドライン相談窓口案件の報告について（2 / 3）

【相談事例 2】

1. 相談区分：医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉
2. 相談者： 医薬品卸売販売業者
3. 内容：
 - ある医薬品卸売販売業者が注射剤の取引において、流通コストを考慮しない医薬品の価値を無視した過大な値引き取引を行っている。
4. 対応：
 - 該当の医薬品卸売販売業者の担当者に対して、相談内容が事実だとすれば、ガイドラインに抵触すること。適切な取引の実現のため、ガイドラインを遵守するよう指導した。該当の医薬品卸売販売業者の担当者より、指導を真摯に受け止め、改めて社内にガイドラインの周知を図るとの回答があった。

流通改善ガイドライン相談窓口案件の報告について（3 / 3）

【相談事例 3】

1. 相談区分：入札方法、頻繁な価格交渉

2. 相談者：医薬品卸売販売業者

3. 内容：

- これまでの入札対象エリアが変更されたため、直接、入札ができなくなった。
- 入札以降も頻回な価格交渉が多く、負担が大きい。

4. 対応：

- 入札を実施する本部の担当者より、入札対象エリアの変更は、手続きの効率化を図ったものであり、業務提携による入札参加は可能と考えていたとのことであった。
- また、頻繁な価格交渉については、負担軽減のため、Web会議やメールでの対応を取り入れたとのこと。
- ガイドラインにも頻回交渉の記載があるので、お互いの負担軽減のために省力化できるものは行ってもらうよう依頼した。